

小松島市地域防災計画 概要版



令和5年2月

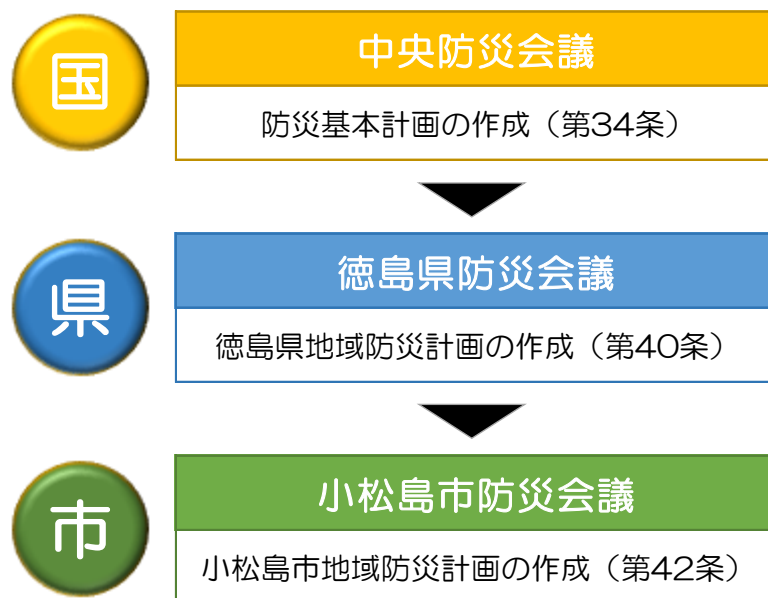
小松島市

1 小松島市地域防災計画とは

●計画の目的

小松島市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、小松島市防災会議が作成する計画です。小松島市（以下、「本市」という。）の地域における災害に係る本市の処理すべき事務または業務に関し、地域内の関係機関の協力業務も含めて、その大綱を定めることにより、災害に対する総合的かつ計画的な対策の推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に止めることを目的としています。

●災害対策基本法に定められる防災計画の体系

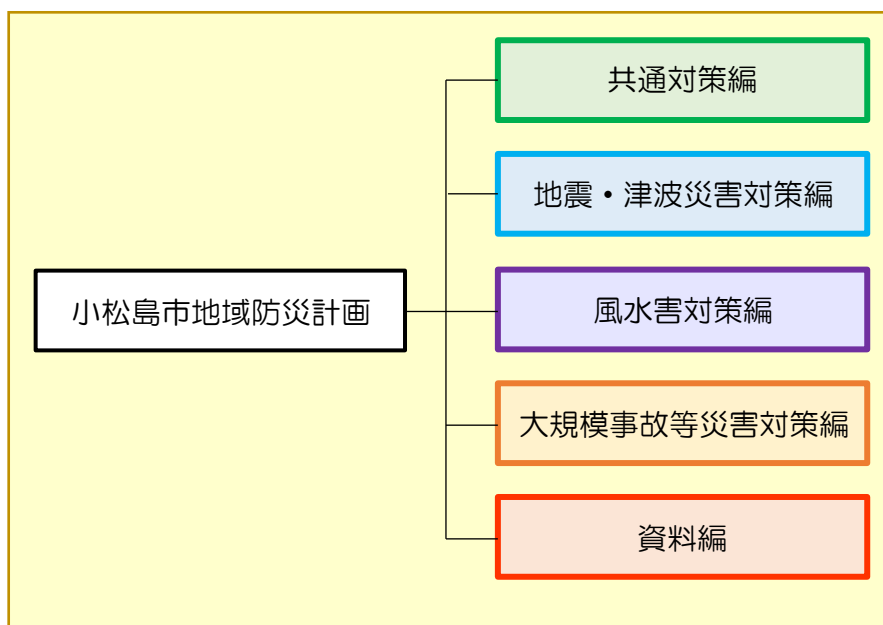


●地域防災計画で想定する災害

<p>地震・津波災害</p> <p>共通対策編 地震・津波災害対策編</p>		<p>土砂災害</p> <p>共通対策編 地震・津波災害対策編 風水害対策編</p>	
<p>水害</p> <p>共通対策編 風水害対策編</p>		<p>その他</p> <p>共通対策編 大規模事故等災害対策編</p>	

●計画の構成

小松島市地域防災計画は、「共通対策編」「地震・津波災害対策編」「風水害対策編」「大規模事故等災害対策編」「資料編」で構成されます。この概要版は、資料編以外の各編の概要版となります。



●計画の基本方針

小松島市地域防災計画の基本方針は以下のとおりです。

- ◇ 東日本大震災の経験を踏まえ、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とする。
- ◇ より厳しい事態を想定した対策を講じる。
- ◇ ハード・ソフトを組み合わせた予防対策を推進する。
- ◇ 「自助」、「共助」、「公助」の理念に基づいた社会の構築を推進する。
- ◇ 企業・組織の事業継続や供給網の管理、保険制度や相互支援の取組等を通じて、災害リスクにしたたかな市場の構築を推進する。
- ◇ 迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有を可能とする平時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにする。
- ◇ 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する。
- ◇ 被災地域の特性を踏まえ、よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進する。
- ◇ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により防災力の向上を図るため、防災会議の委員への任命等、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者、避難支援等関係者[※]等の参画を拡大する。

※避難支援等関係者とは、一人で避難することのできない高齢者や障がい者と日常から関わる者で、消防機関、県警察、民生委員、小松島市社会福祉協議会、自主防災組織及び地域に根差した幅広い団体等のことをいう。

2. 共通対策編

共通対策編は、小松島市地域防災計画の各種災害に共通している事項について、予防、応急対策、復旧・復興それぞれの状況に応じてとりまとめた編になります。

第1章 総則

●防災関係機関及び市民・民間事業者等の処理すべき事務または業務の大綱

大規模な災害が発生した場合、本市及び防災関係機関の対応には限界があります。そのため、災害に備えた市民・民間事業者・地域団体（自主防災組織等）の基本的責務（役割）を定めています。

市	<ul style="list-style-type: none"> ①本市は基本方針にのっとり、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、本市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の市町村の協力を得て防災活動を実施する。 ②指定地方行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、本市の防災活動が円滑に実施されるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。 ③消防機関や水防団等の組織を整備するとともに、防災に関する公共団体等の組織及び自主防災組織の充実を図る。 ④市民や自主防災組織等の地域団体等が行う自発的な防災活動を一層促進する。 ⑤ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ①災害発生時に必要な生活必需物資の備蓄 ②防災訓練やその他防災活動への参加 ③過去の災害から得られた教訓の伝承やその他取組による防災への寄与
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定・運用 ②市が実施する防災に関する施策への協力 ③取引先とのサプライチェーンの確保
地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ①地域内の危険箇所の把握と改善 ②地域内の防災体制の整備 ③防災訓練やその他防災活動の実施 ④地域内の被災状況等の情報収集及び市への報告 ⑤地域住民への被災状況等の情報伝達 ⑥被災者及び災害時要援護者への支援 ⑦避難所等の開設・運営

第2章 災害予防

第1節 自助・共助（市民・地域・事業者が行政と協働して行う備え）

市民・民間事業者・地域団体は、行政と協働で以下について行うよう努めます。

地震の揺れに備える

自宅の耐震診断、家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止などを実施する。



地震に伴う火災に備える

ストーブなどの火気器具の定期的な補修点検、火災報知器の点検などを実施する。



災害時のけがや人命救助に備える

救命講習や訓練への参加、応急手当の学習などを実施する。



災害に備える

大雨時のパトロール、土のう等の機材の準備を実施する。

いざという時の避難に備える

避難場所や避難経路の把握、家族の連絡先の把握、避難所の開設・運営等に関する避難訓練などを実施する。



食料・生活必需品の不足に備える

食料、生活必需品、調理用器具（カセットコンロ等）などを備蓄する。



ライフラインの停止に備える

停電のための懐中電灯の準備、断水のための飲料水の備蓄などを実施する。

正確で素早い情報入手に備える

災害情報を入力するための方法の確保（携帯ラジオ等の準備）などを実施する。



防災に関する知識を身につける

災害に関する知識の習得、防災訓練、災害履歴の把握、被災経験の伝承等を実施する。



第2節 防災知識の普及・啓発

防災対策をより一層効果的に行うためには、自助、共助、公助が、それぞれの役割を十分果たすとともに、相互の密接な連携・協働のもとに行う取り組みが重要です。

そのため、本市は、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、市民に防災思想、防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図る必要があることから、以下の対策等を実施します。

- ◇ 一般住民に対する防災知識の普及
- ◇ 児童・生徒に対する防災教育
- ◇ 市職員や自主防災組織等に対する防災教育
- ◇ 病院や商業施設等の防災上重要な施設管理者に対する教育
- ◇ 自動車運転者に対する教育
- ◇ 災害教訓の伝承



第3節 防災訓練

南海トラフ地震や風水害等に対して防災体制を構築することが喫緊の課題であり、そのなかでも防災訓練は被害の軽減を図るうえで重要な位置づけとなります。

そのため、本市は、関係機関や自主防災組織との協調体制の更なる機構強化を目的として各種の防災訓練を定期的実施します。

また、市民にもそれらの訓練に積極的に参加を呼びかけ、的確な災害対応を体得させる必要があるため、以下の対策等を実施します。

- ◇ 本市が実施する訓練
- ◇ 保育所、幼稚園、学校及び社会福祉施設等が実施する訓練
- ◇ 自主防災組織や市民が実施する訓練
- ◇ 広域合同防災訓練



第4節 緊急輸送体制の整備

人命の救助や避難生活に必要な物資・資機材等の輸送を行うために、緊急輸送路の指定・整備や、緊急輸送を可能とするための体制を整備する必要があります。指定された緊急輸送路の管理者は、最新の国の基準や国の点検要領に基づき、災害に対する強度の調査を行い、必要な整備を順次実施するとともに、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機材の確保等早期復旧のために必要な対策をあらかじめ検討し、災害に備えます。

- ◇ 緊急輸送路の概要
- ◇ 民間事業者との連携
- ◇ 緊急輸送体制の整備
- ◇ 緊急通行車両の事前届出

第5節 自助・共助の推進

災害からの被害を最小限に止めるためには、行政の対応に加えて、「住民一人ひとりが自らの生命と財産は自ら守る」ということを認識し、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが効果的です。

そのため、本市は、自主防災組織の結成促進及び育成を図る必要があることから、以下の対策等を実施します。

- ◇ 自主防災組織の育成支援
- ◇ 自主防災組織活動マニュアルの作成
- ◇ 企業防災の促進



第6節 ボランティア受入体制の整備

災害時におけるボランティア活動は、被災者の生活の安定と再建を図るうえで、重要な役割を担います。

このため、災害発生時にボランティア活動が効果的に行えるよう、平常時からボランティア団体等との連携協力関係を構築しておくとともに、災害時にそのマンパワーを有効に活用できるよう、受入体制や活動環境の整備を積極的に行う必要があることから、以下の対策等を実施します。

- ◇ NPO・ボランティア等との連携
- ◇ ボランティア活動普及啓発
- ◇ ボランティア受入体制等の整備
- ◇ ボランティア活動支援

第7節 企業防災の促進

自然災害による不測の事態からの企業の「事業継続」を確保するため、企業は、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図る必要があります。

また、企業は防災力を高めるため、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、企業の防災活動の推進に努める必要があります。

- ◇ 企業防災の促進
- ◇ 「事業継続計画（BCP）」の策定・運用の支援

第8節 避難行動要支援者への支援対策の充実

本市は、避難行動要支援者を含む要配慮者である高齢者、乳幼児、傷病者及び身体障がい（児）・者等災害適応能力の弱い方や、言葉や文化の違う外国人の安全確保対策を積極的に推進する必要があるため、以下の対策等を実施します。

- ◇ 避難行動要支援者等への支援体制の確保
- ◇ 社会福祉施設の安全確保等
- ◇ 要配慮者への防災対策
- ◇ 外国人への防災対策



第9節 帰宅困難者等対策

災害時には、多数の旅行者や、遠距離通勤者等が帰宅困難者となる恐れがあり、避難及び帰宅の支援を行う必要があります。本市は、こうした人々に対して適切に対応できる体制を確保するよう努めます。

- ◇ 帰宅困難時の対応策の普及啓発
- ◇ 「災害時帰宅支援ステーション」の確保
- ◇ 安否確認手段の支援

第10節 広域応援・受援体制の整備

市内において災害が発生し、自力による対応が困難な場合、他の市町村や防災関係機関の協力を得て、災害対策を実施する必要があります。

このため、本市は、他の市町村や防災関係機関相互の連携を強化し、広域的な防災活動体制の充実・強化を図る必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 応援要請・応援受入体制の整備
- ◇ 消防機関の相互応援体制の整備
- ◇ 他市町村との応援活動体制の整備
- ◇ 消防機関の広域応援体制の整備
- ◇ 広域医療体制の整備

第11節 情報通信ネットワークの整備及び災害時の情報提供

大規模な災害が発生した場合、本市及び防災関係機関は被害状況を把握・伝達し、的確かつ迅速に応急対策を実施するとともに、避難者等に対しては、適切な広報活動を行い、災害による社会的混乱を最小限に防止する必要があります。

このためには、迅速かつ的確な情報の収集及び伝達が不可欠であり、本市及び防災関係機関は、最新の情報通信技術を駆使した情報通信ネットワークを整備し、維持・管理する必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 情報通信体制の整備
- ◇ 災害情報を収集・伝達するための防災通信システムの整備
- ◇ 被害状況の集計・分析等を行うための防災情報システムの整備

第12節 防災拠点施設等の整備

大規模な災害が発生した場合、住民の安全を守るとともに、円滑な災害応急対策活動が実施できるよう、防災拠点施設を整備し、確実な維持管理に努める必要があります。

また、施設内の資機材及び物資の整備、充実に努める必要があることから、以下の対策等を実施します。

- ◇ 情報通信体制の整備
- ◇ 防災拠点施設の整備・維持・管理
- ◇ 大規模太陽光発電施設の活用

第13節 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

災害発生後、避難した被災者に対して、收容保護を目的とした施設の提供が必要となるため、指定避難所の整備を行う必要があります。

また、市民等の安全な避難先を確保するため、高台にある公園や広場といった場所を、指定緊急避難場所として指定及び整備を行う必要があります。

さらに、被災者への食料、生活必需品等の迅速な供給を行う必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 指定緊急避難場所の整備（一時的な避難を行う避難場所）
- ◇ 指定避難所の整備（中長期的に滞在する避難場所）
- ◇ 飲料水や食料品等の供給体制の整備
- ◇ ハザードマップ等による避難場所等の広報



第14節 物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備

大規模災害時は、多くの被災者が生じるため、防災対応機関の対応にも限界があります。

したがって、市民の方は、各家庭や近隣住民、自主防災組織間で、平時から防災意識の高揚に努め、災害時には『自らの命は自らが守る』ことを基本理念とし、救援体制が運営されるまでは、自らの生活維持のための食料・飲料水他非常用生活物資の確保に努めることが重要になります。

一方、家屋倒壊等で備蓄物資が使用できなくなった被災者の方には、食料や飲料水、あるいは生活必需品などの供給を実施する必要があり、本市では必要とされる応急物資の備蓄確保に努めます。

- ◇ 物資の輸送体制
- ◇ 備蓄体制の整備
- ◇ 医薬品の備蓄体制



第15節 地域の孤立対策強化

災害時における地域の孤立とは、中山間地域や沿岸地域等において、地震や風水害等にもなう土砂災害や液状化等による道路構造物等の損傷、土砂体積または津波堆積物による道路の閉塞等により道が寸断されることにより、人の移動や物資の流通が困難となり、住民生活が困難もしくは不可能になった場合です。本市は、災害により市内で孤立する地域が発生した場合に備えます。

- ◇ 通信手段の確保
- ◇ ヘリコプター離着陸場の確保
- ◇ 生活物資の備蓄の促進
- ◇ 緊急輸送道路等の整備

第16節 災害時医療体制の強化

災害時においても医療の提供の継続を図るため、医療機関等と連携を図りながら災害時医療体制の構築に努めます。

- ◇ 実動的な訓練の実施
- ◇ 要配慮者等への支援強化
- ◇ 避難環境の向上

第17節 火災等予防

消防関係機関は、火災等による災害を未然に防止するとともに、発生した場合においては、災害の拡大を防止するため、危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めます。

- ◇ 防火対象物及び危険物製造所等への予防査察
- ◇ 地理・水利調査
- ◇ 防火管理体制の強化
- ◇ 危険物施設の管理、危険物取扱者の指導強化



第18節 大規模停電・通信障害への備え

大規模災害の発生による、大規模停電や通信障害に備え、対策を事前に検討しておく必要があります。このため、以下の各種対策を実施し、大規模停電・通信障害発生時の被害の軽減に努めます。

- ◇ 大規模停電・通信障害に備えた知識の普及・啓発
- ◇ 事前予防のための取組
- ◇ 業務の継続に向けた取組
- ◇ 大規模停電を想定した訓練の実施

第19節 事前復興の取組

南海トラフ巨大地震などの大規模災害からの復興には、幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、多大な労力と時間が必要で、平時における事前の「準備」や「実践」が極めて重要になります。市民の皆さんをはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政等、復興を担う関係者は、迅速かつ円滑な復興の実現に向け、被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、平時から復興に向けた「体制の構築」や「人材の育成」、「地域コミュニティの維持・再生・育成」など、「事前復興」に積極的に取り組む必要があります。

- ◇ 事前復興に関する計画の策定
- ◇ 地籍調査の実施
- ◇ 外部支援者との連携

第3章 災害応急対策

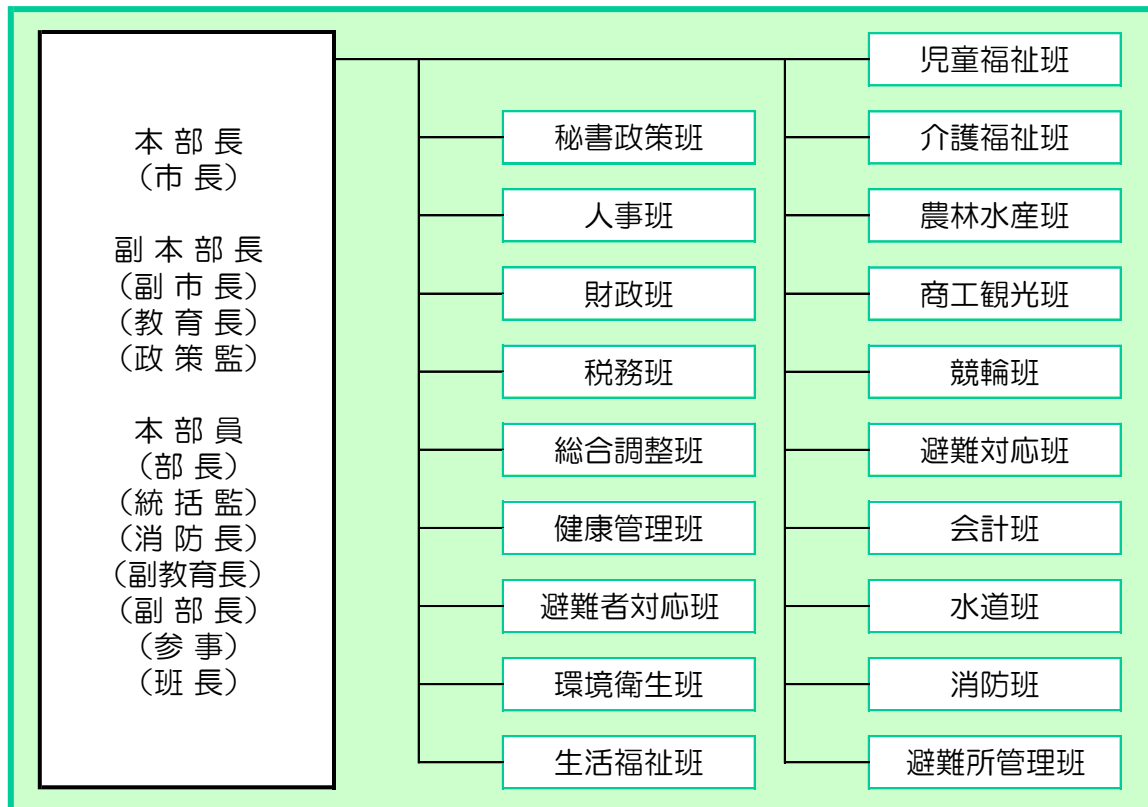
第1節 活動体制

本市の地域において災害が発生等した場合は、防災関係機関はもとより民間団体、自主防災組織や住民等も含めて、一致協力して災害の拡大の防止と被災者の救援救護に努め、被害を最小限に止める必要があります。

このため、本市は、防災対策を総合的かつ迅速に行う必要があると認めるときは、市職員の参集及び動員の方法をあらかじめ定めておき、災害対策本部等を設置することで、災害時応急業務の遂行にあたる必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 災害対策本部の設置・廃止
- ◇ 災害対策本部の運営
- ◇ 職員非常配備
- ◇ 職員非常動員



災害対策本部組織図

第2節 災害情報の収集・伝達

本市は、災害発生後の初動期において、災害応急対策を実施するために、最も重要な情報の収集及び伝達を迅速かつ正確に行う必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 通信手段の確保
- ◇ 災害情報の収集
- ◇ 災害情報の処理
- ◇ 災害情報の伝達
- ◇ 被害状況等の相互伝達
- ◇ 被害状況等の避難所への伝達

第3節 災害広報

災害が発生する等した場合には、被害の状況、応急対策の実施状況等を住民に周知し、人心の安定と社会秩序の維持・回復を図る必要があります。

また、特に津波に関する情報については、要配慮者をはじめ、地域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体並びに船舶、漁業等に対し、正確かつ広範に伝達されるよう配慮する必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 広報のための情報収集
- ◇ 防災行政無線、広報車等による住民等への広報
- ◇ 取材への対応



第4節 自衛隊災害派遣要請

災害が発生した場合、本市は、災害規模等に関し収集された情報等に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では災害応急対策または災害復旧対策を実施することが困難と判断したときは、すみやかに知事へ自衛隊の派遣を要請し、迅速かつ的確な応急対策を行う必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 災害派遣要請
- ◇ 災害派遣部隊受入
- ◇ 災害派遣部隊撤収要請

第5節 防災関係機関応援要請

本市の地域において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合は、相互応援協定等に基づき、すみやかに他の地方自治体等に応援を要請し受入体制を整備する必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備
- ◇ 消防相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備
- ◇ 公共的団体との協力体制整備

第6節 災害救助法の適用

市内において一定基準以上の災害が発生し、応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し応急的・一時的な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図ります。

- ◇ 適用基準、算定基準、適用手続の概要

第7節 避難対策の実施

住民の生命、身体の安全を確保するため、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとる必要があります。

特に、本市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、避難行動要支援者等を含む要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要があります。

このため、高齢者等避難及び避難指示のほか、地域住民に対して避難を呼びかけるとともに、特に避難行動に時間が必要な人に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難情報の伝達を行います。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◆—高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保

区 分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	<p>○災害発生のおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者に対し発令される情報である。</p> <p>○避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立ち退き避難を完了すること（高齢者のリードタイムの確保）が期待できる。</p>	<p>○高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。また、高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。</p> <p>○具体的にとるべき避難行動は「立ち退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内での身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。</p> <p>○本情報は高齢者等のためだけの情報ではない。高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等のが外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難をすることが望ましい。</p>
避難指示	<p>○災害発生のおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者に対し発令される情報である。</p> <p>○居住者はこの時点で避難することにより、差異ギアが発生する前までに指定緊急避難場所等への立ち退き避難を完了すること（居住者のリードタイムの確保）が期待できる。</p>	<p>○居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。</p> <p>○具体的にとるべき避難行動は、「立ち退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内での身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。</p>
緊急安全確保	<p>○災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難をすることがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し発令される情報である。</p> <p>○ただし、災害が発生・切迫している状況においては、市町村は可能な範囲で具体的に行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市町村は平時から居住者等にハザードマップを確認し災害リスクと取るべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。</p>	<p>○居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある。</p> <p>○具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」である。ただし、本行動は災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」すべきてあったが避難し遅れた居住者がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動を取ったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市町村長から発令されるとは限らない。</p>

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報（※1） 氾濫発生情報	地元も自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当する。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっており、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する。	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報 危険度分布「非常に危険」（うす紫） 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報（※2）	地元の自治体が警戒レベル4避難勧告避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても危険度分布（キキクル）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断する。	警戒レベル4相当 極めて危険 非常に危険
大雨警報（土砂災害）（※3） 洪水警報 危険度分布「警戒」（赤） 氾濫警戒情報 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報で、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者以外の方もキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をし、自ら避難の判断をする。	警戒レベル3相当
危険度分布「注意」（黄） 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	警戒レベル2相当
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	警戒レベル2
早期注意情報（警報級の可能性） 【注：大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合】	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高める。	警戒レベル1

※1 これまでに経験したことのないような降水量の大雨が見込まれる際の大雨特別警報を指す。
 ※2 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する
 ※3 夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

（資料参考）気象庁「防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて」より

◇ 避難計画

市民は、地震による津波、家屋の倒壊及び火災の発生等により身の安全を図る必要が生じた場合、本市が指定した緊急一時避難場所、津波避難目標地点のほか、自己の判断で津波浸水想定区域外にある最寄りの公園、広場、空地、学校運動場等の広い空地へ自主的に避難します。

◇ 警戒区域の設定

本市は、災害が発生等した時には、警戒区域を設定し、関係者以外の警戒区域への立ち入りを制限し、禁止または退去を命じます。

◇ 避難誘導

消防職員、消防団員、警察官等は、市民が安全かつ迅速に避難できるよう、避難先への誘導に努めますが、避難は市民が自主的に行うことを原則とします。

◇ 指定避難所の開設・管理運営

本市は、あらかじめ各種災害における危険区域等を踏まえ、指定避難所となる施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所を指定し、住民への周知徹底に努めます。

また、避難所の運営は、「小松島市避難所運営マニュアル」に基づき、指定避難所開設初期段階は本市職員が主体的に運営し、徐々に避難者、住民、自主防災組織を中心とした運営に移行し、本市はそれを支援します。

第8節 交通確保対策

災害時において、負傷者の搬送、災害対策要員、応急対策実施用資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、不通箇所の通報連絡、交通規制措置の実施等交通を確保するための対策を、迅速かつ的確に行う必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 道路交通状況の把握
- ◇ 交通規制の実施

第9節 緊急輸送対策

災害が発生した場合には、被災者の避難、物資の輸送等は災害応急対策活動の根幹となるため、輸送手段の確保等緊急輸送にかかる業務を迅速かつ的確に行う必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 緊急輸送車両の確保
- ◇ 緊急輸送拠点確保
- ◇ 防災ヘリポート開設

第10節 消防防災ヘリコプター等の運航

本市は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、必要があると認められるときは、県消防防災ヘリコプターの出動を要請します。

- ◇ 消防防災ヘリコプター活用
- ◇ 飛行場外離着陸場の確保

第11節 消防計画 及び 第12節 消防活動

本市における大規模な火災等の事故または暴風、洪水、豪雨、高潮、その他の異常な現象による災害からの被害を最小限に軽減し、市民の生命、身体、財産を保護するための計画です。

本市は、この計画のために以下の対策等を実施します。

- ◇ 災害警防
- ◇ 火災警防
- ◇ 危険物、林野火災、船舶火災、車両火災、建築物密集地等の火災、放射性物質、特殊建築物、排出油災害事故の防御・対策
- ◇ 消防活動の基本方針の作成
- ◇ 初動体制の確立
- ◇ 情報収集計画
- ◇ 火災防御活動



第13節 被災建築物及び被災宅地の安全対策

災害のため、住居を滅失または破損した人で、自力で住宅の確保や応急修理ができない人等に対し、迅速に住居を提供し、被災者の生活を安定させる必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 被災した建築物の応急危険度判定
- ◇ 応急仮設住宅建設
- ◇ 住宅応急修理
- ◇ 障害物除去
- ◇ 労働力の提供
- ◇ 二次災害の防止



第14節 救出・救助対策

災害のため、生命身体が危険な状態にある人、または生死不明の状態にある人に対する救助活動は、各関係機関の協力のもと迅速な活動を実施する必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 救助のための情報収集・伝達
- ◇ 救助体制整備
- ◇ 安否情報の提供等

第15節 医療救護活動

本市は、災害時における応急医療体制を確立するため、あらかじめ地元医師会及び徳島赤十字病院と災害・事故時等の医療救護に関する協定書を締結し、関係医療機関及び関係防災機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 応急医療体制確保
- ◇ 応急医療活動
- ◇ 後方支援活動
- ◇ 災害時コーディネーター（医療・保健衛生・介護福祉・薬務）による調整



第16節 保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施

指定避難所においては、避難者が健康的な生活を維持していくために、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、防疫、健康管理、入浴施設等についても配慮する必要があります。

また、大規模な災害が発生した場合は、行方不明者等を捜索するとともに、遺体の一時保存・検案等の処理を行い、かつ応急的な措置として火葬を行う必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 避難者の健康管理や避難所の防疫活動
- ◇ 行方不明者・遺体捜索
- ◇ 遺体埋火葬
- ◇ 遺体火葬

第17節 飲料水・食料及び物資等の供給

災害により避難している方は、生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合であっても、基本的な生活物資は確保されなければなりません。

このため、本市は特に、飲料水、食料、生活必需品等の応急物資の供給を積極的に行うとともに、生活に必要な情報についても適宜提供する必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 飲料水及び生活用水の供給
- ◇ 食料の供給
- ◇ 生活必需品の供給
- ◇ 生活情報の提供



第18節 要配慮者への支援対策の実施

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、養育にかける児童、病人、乳幼児、妊婦等の要配慮者は、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることが困難であるため、災害時要援護者の実状に応じた配慮を行う必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 社会福祉施設における支援
- ◇ 災害時要援護者に対する支援



第19節 廃棄物の処理

大規模な災害の発生により、道路の損壊や障害物等により、一時的に通常のごみ・し尿の処理・収集を行うことが困難になる一方、倒壊家屋等から大量のがれきが発生することが予想されます。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ ごみ・し尿処理
- ◇ がれき処理



第20節 ボランティア活動受入

災害により大きな被害が発生した場合、災害に対する応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、行政や防災関係機関の活動のみならず、民間の団体や個人による各種のボランティア活動が必要となることが予測されます。

このため、本市は社会福祉協議会と連携しながら、災害時の各種ボランティア団体との協力体制を確立し、効果的なボランティア活動が行えるよう支援する必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ ボランティア団体の受入
- ◇ ボランティアのニーズについての情報提供
- ◇ ボランティアセンターの設置
- ◇ ボランティア活動の支援



第21節 義援金・義援物資の受入・配分

住民、他自治体等からの県、本市、日本赤十字社に寄託された被災者あての義援金品については、受付、保管、配分を確実、迅速に行う必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 義援物資の取扱いに関する広報
- ◇ 義援金品受付
- ◇ 義援金品保管
- ◇ 義援金品配分

第22節 公共施設等応急復旧

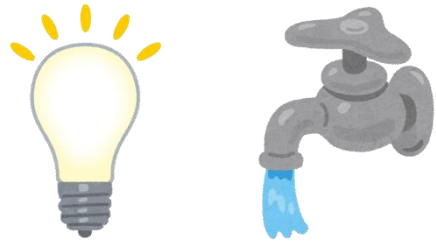
道路や河川等が災害により損壊した場合、避難、救出、災害応急対策等の活動を行う上で大きな障害となるため、これら公共土木施設が被災したときは、直ちに応急復旧の措置を行う必要があります。

また、水道、電気、電話等のライフライン施設は、住民の日常生活はもとより、社会・経済活動を行う上で欠くことのできない施設であるとともに、これら施設が損壊により機能が停止した場合、人心に与える影響は非常に大きいものとなります。

このため、災害発生後直ちに、ライフライン関係機関は相互に連携を図り、それぞれの施設の機能の維持及び回復の活動を行う必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 公共土木施設（道路・河川）応急復旧
- ◇ 水道施設応急復旧
- ◇ 電気・電話施設応急復旧
- ◇ 液化石油ガス応急復旧
- ◇ 下水道施設応急復旧



第23節 文教対策

災害のため、平常の学校教育の実施が困難になった場合は、乳幼児・児童・生徒の安全を図るとともに、応急教育を実施する必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 乳幼児・児童・生徒の安全確保
- ◇ 応急教育・保育実施

第4章 災害復旧・復興

第1節 災害復旧・復興計画の策定

本市は被災地域の再建を行うために、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、災害復旧・復興計画を策定します。

- ◇ 基本方針の策定
- ◇ 災害復旧・復興計画
- ◇ 公共施設災害復旧計画
- ◇ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

第2節 被災者生活の安定化

災害が発生した場合、多数の者が生命または身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊する等、大きな痛手を被ることが予想されることから、被災者の生活確保に関する各種措置を講ずることにより住民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図る必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 災害弔慰金等支給・貸付
- ◇ 雇用機会の確保
- ◇ 応急融資
- ◇ 被災者生活再建支援金支給
- ◇ 生活相談
- ◇ 罹災証明書の交付
- ◇ 被災者台帳の作成
- ◇ 資金の安定供給体制の構築



3. 地震・津波災害対策編

地震・津波災害対策編は、南海トラフ地震等の巨大地震及びそれにもない発生する津波、土砂災害、火災等に備え、可能な限り被害を軽減するための予防対策や、中央構造線・活断層地震等の直下型地震への対応も含めてとりまとめた編になります。

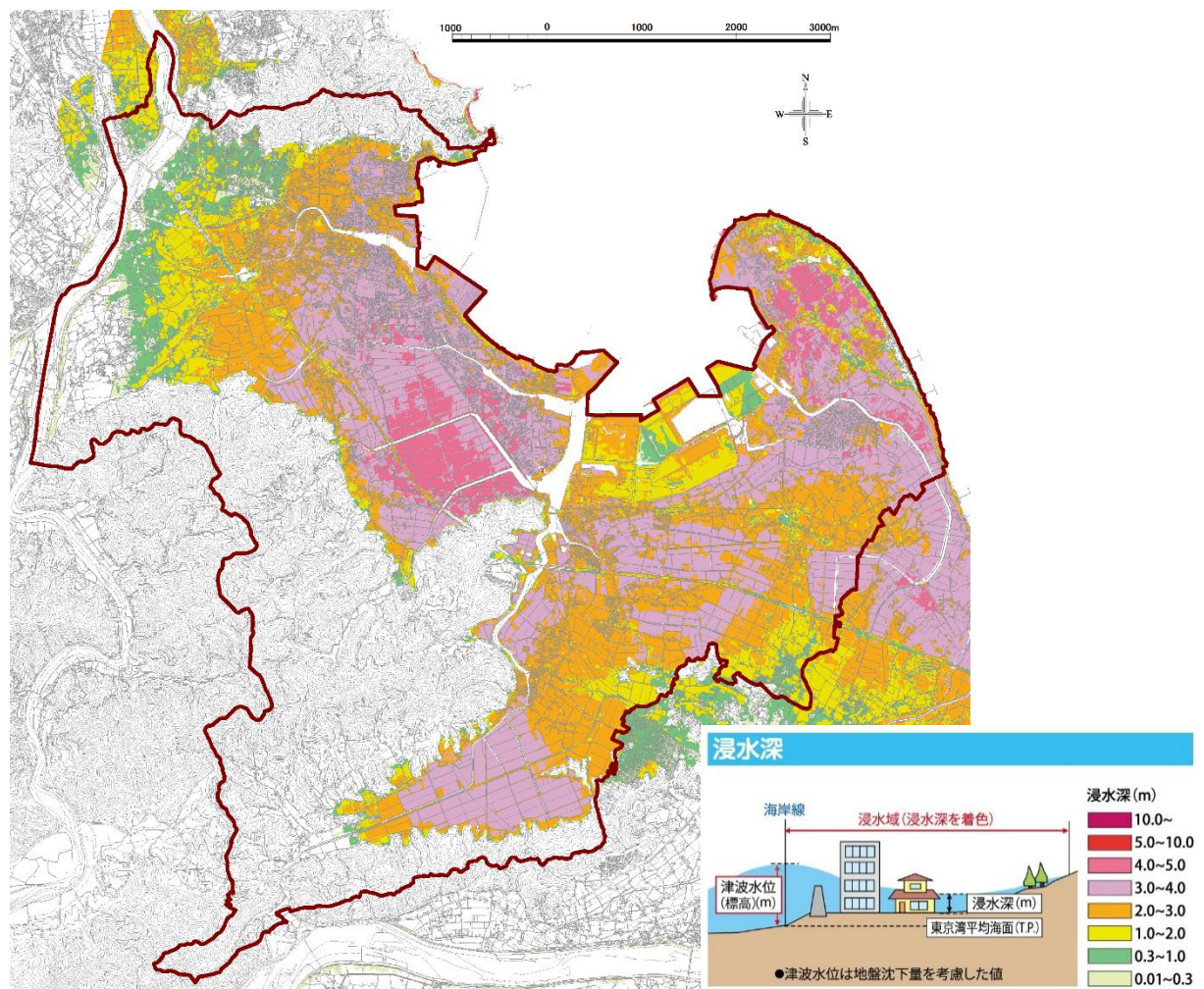
第1章 総則

●徳島県による南海トラフ巨大地震 被害想定概要

平成24年8月に国が公表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定」を基に、県管理河川や最新の地形データ等を加え、県が最終的な被害想定等を平成24年10月に公表しました。

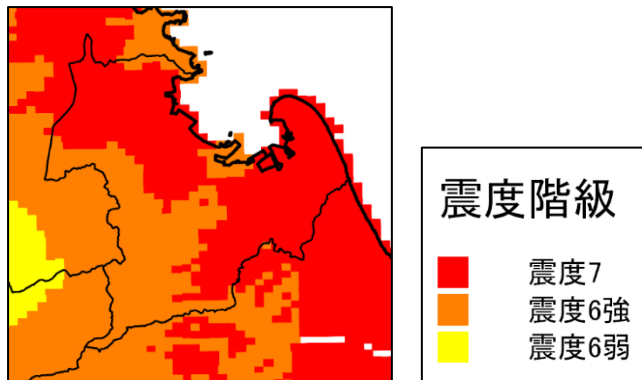
南海トラフ地震の概要	
想定震度	南海トラフの巨大地震（内閣府中央防災会議モデル：平成24年8月）
地震規模	マグニチュード9.1（津波断層モデル）
予想震度	震度7（小松島市最大値）

【南海トラフ巨大地震による津波浸水想定】



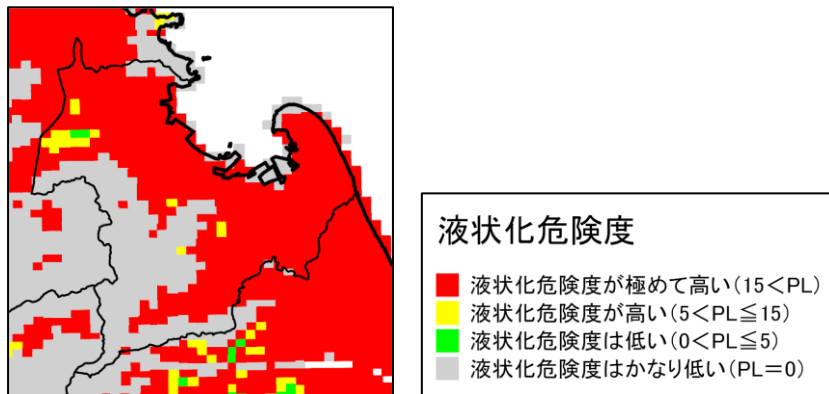
【南海トラフ巨大地震による震度分布図】

本市の最大震度は7、その他の地域も震度6強が想定されています。



【南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図】

本市の平野部は、大部分において液状化危険度が極めて高い想定となっています。



また、想定されている人的被害数及び建物被害数は、それぞれ発災する時間帯の設定に違いはありますが、最大で以下のとおりです。

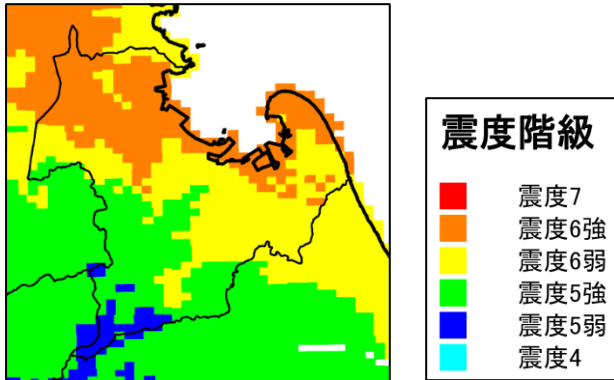
死者数	5,000人
重傷者数	620人
負傷者数	1,400人

建物全壊・焼失数	12,400棟
建物半壊数	2,700棟

●徳島県による中央構造線・活断層地震 被害想定概要

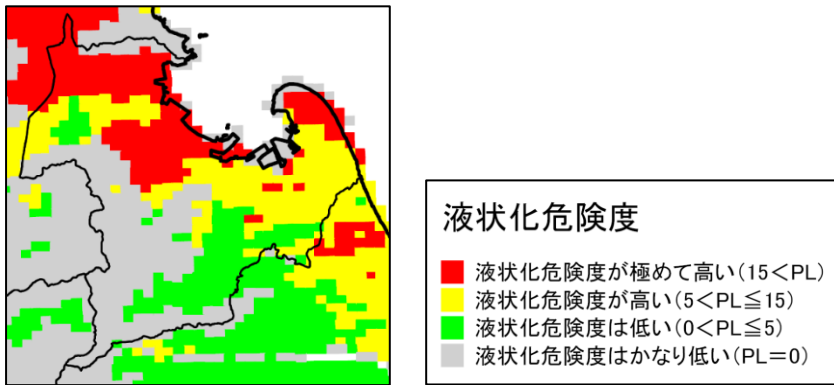
【中央構造線・活断層地震による震度分布図】

本市の最大震度は6強、その他の地域も震度6弱から5弱までが想定されています。



【中央構造線・活断層地震による液状化危険度分布図】

本市沿岸地域の平野部は、大部分において液状化危険度が極めて高いまたは高い想定となっています。



また、想定されている人的被害数及び建物被害数は、それぞれ発災する時間帯の設定に違いはありますが、最大で以下のとおりです。

人的被害（最大の想定被害数）

死者数	100人
重傷者数	110人
負傷者数	700人

建物被害（最大の想定被害数）

建物全壊・焼失数	2,400棟
建物半壊数	3,900棟

第2章 災害予防

第1節 建築物等の耐震化

阪神・淡路大震災における建築物の被害状況をみると、現行の建築基準法による耐震設計基準を満足させていない建築物に被害が多く集中していることから、それらの耐震性能を有さない既存建築物に対し耐震診断及び耐震改修を行い耐震性能の向上を図る必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 耐震改修促進計画の改定等、建築物等の耐震化推進
- ◇ 防災対策拠点施設の耐震化推進
- ◇ 本市が管理または運営する施設に対する対策



第2節 都市防災機能の強化

都市機能の集積と都市活動の複雑化の進展に伴い、都市災害はその被害を大規模化させていく傾向にあります。

このような状況から災害を防除し、災害による被害を最小限に食い止めるため、本市は、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、市街地の再開発等を図ることにより都市の防災化対策を推進するため、以下の対策等を実施します。

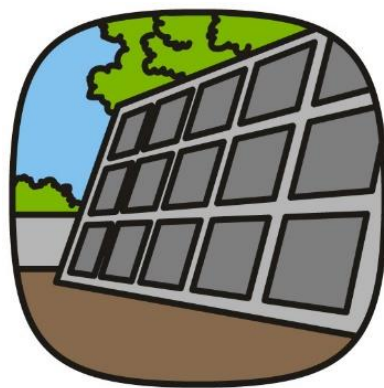
- ◇ 防災空間の確保
- ◇ 建築物の不燃化推進
- ◇ 市街地開発事業による都市整備

第3節 土砂災害等予防対策

地震及び津波による被害を最小限に止めるためには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行うとともに、災害発生の危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努める必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等について実施します。

- ◇ 土砂災害危険度調査
- ◇ 崩壊危険地の災害防止
- ◇ 宅地防災対策
- ◇ 農業用ため池対策
- ◇ 土砂災害等予防対策推進



第4節 津波災害予防対策

本市は、地震発生時における津波については、個人の避難行動が特に重要であることから、本市及び防災機関は、津波の危険や避難方法等を住民及び船舶等に対して広く啓発します。

また、津波によって、浸水が予測される地域について事前に把握し、高齢者等避難・避難指示等の具体的な対策をあらかじめ検討しておくとともに、住民等に対し周知を図ります。

- ◇ 津波浸水予測図作成・活用
- ◇ 津波避難のための整備
 - ◆ 避難場所の整備・周知
 - ◆ 市民や消防団等との協働による避難誘導體制の整備
 - ◆ 津波避難訓練
- ◇ 津波対策施設の整備（防災情報システム、津波防波堤、避難タワー、徳島南部自動車道避難場所など）
- ◇ 津波・浸水予防施設の整備（海岸堤防、河川施設など）
- ◇ 津波・浸水時の被害予防対策
 - ◆ 津波浸水予測図の周知
 - ◆ 津波の危険や警報、高齢者等避難・避難指示の意味合い、避難方法などの周知
 - ◆ 津波ハザードマップの整備及び周知
 - ◆ 避難場所・避難路等への案内板や標識等の設置 など
- ◇ 津波に強いまちづくり
 - ◆ 「地域防災地域づくりに関する法律」に基づく「推進計画」の作成
 - ◆ 避難場所、避難路など避難関連施設の計画的整備
 - ◆ 建築物や公共施設の耐浪化

種類	発表基準 (予想される津波の高さ)	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ 予想の区分)	巨大地震 の場合 の発表	
大津波 警報※	高いところで 3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	高いところで 1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波 注意報	高いところで 0.2m以上、1m以下の場合であり、 津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記 しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

第5節 水道施設の整備

本市は、ライフラインである水道施設の被災防止のため、以下の水道施設の整備を図ります。

- ◇ 水道施設の耐震化
- ◇ 二次災害（貯留水の流出、有毒物質漏えいによる被害等）の防止
- ◇ 応急復旧対策
- ◇ 強靱化対策

第6節 危険物等の災害予防対策

本市は、地震・津波による危険物の災害の発生防止のため、保安体制の強化を図ります。また、保安教育及び訓練の徹底と自衛消防組織の育成及び防火思想の普及を図ります。

- ◇ 危険物の災害予防
- ◇ 自衛消防隊の編成
- ◇ 高圧ガス・液化石油ガス・毒物劇物の災害予防
- ◇ 放射性物質の災害予防

第7節 避難対策の充実

地震発生時における津波、土砂災害、火災から住民の生命、身体の安全を確保するため、あらかじめ避難場所及び避難路の選定、避難計画の作成等を行い、総合的、計画的な避難対策の推進を図ります。

本市の住民が他市町村に避難する場合や、他市町村在住者が本市へ避難される場合等、居住地以外の市町村に避難する被災者に対しては、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図ります。

また、個人の避難行動が特に重要であることから、本市及び防災機関は、津波の危険や避難方法等を住民及び船舶等に対して広く啓発を進めていきます。

- ◇ 津波からの避難対策
- ◇ 津波警報等の伝達
- ◇ 地震情報の種類とその内容
- ◇ 津波情報等の通知と伝達
- ◇ 避難誘導體制
- ◇ 避難場所及び避難路の選定等
- ◇ 避難訓練の実施
- ◇ 避難に関する環境整備
- ◇ 平常時の広報及び防災教育
- ◇ 住民等の予防措置
- ◇ 地震による火災からの避難対策



第8節 火災予防対策

地震・津波時の二次的災害として火災があり、東日本大震災においても、地震・津波後に大きな火災の発生がみられました。このため、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の火災予防の指導及び消防力の整備を図る必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 出火予防対策
- ◇ 火災予防立入検査等の強化
- ◇ 消防力の充実、強化

第9節 自治体業務継続計画（BCP）

本市は、災害発生時でも、市民生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務等の「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められているため、業務継続計画（BCP）の運用に努める等、大規模地震時における業務継続の体制を図ります。

- ◇ 非常時優先業務の業務継続
- ◇ 業務継続の体制整備

第10節 企業の事業継続計画（BCP）

企業の事業継続計画（BCP）は、発災時に可能な限り重要な業務を継続させ、事業の早期操業を回復させるとともに、中断にともなう顧客取引の喪失やマーケットシェアの低下、あるいは企業評価低下等のリスクから企業を守る計画です。

本市では、市内企業における防災力向上の役割を果たす、企業の事業継続計画（BCP）の推進に努めます。

- ◇ 市内企業の事業継続計画の策定支援

第11節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法の施行により、県は、平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、県の防災対策の強化を図っています。

このため、本市は、地震防災上緊急に整備すべき市内の施設等について抽出するとともに、対策の実施に努めます。

- ◇ 本市計画対象事業

第12節 地震・津波災害対策に関する調査研究

地震対策を総合的、計画的に推進するため、地震による地盤震動、液状化、斜面崩壊、津波等によって災害発生が予想される危険個所や建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について調査・研究等を行います。

第3章 災害応急対策

第1節 応急対策活動

応急対策活動については、「共通対策編」の他に、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和2年5月29日改定、中央防災会議幹事会）及び「徳島県広域防災活動計画」の定めるところにより実施します。

このうち道路啓開については、「徳島県道路啓開計画（南海トラフ地震対策編）」に定めるところにより実施します。

第2節 東海地震の警戒宣言に伴う備え

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていませんが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を行うことにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保します。

第4章 推進計画

推進計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的として定めました。

- ◇ 関係者との連携協力の確保
- ◇ 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助
- ◇ 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応
- ◇ 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
- ◇ 防災訓練計画
- ◇ 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画
- ◇ 津波避難対策緊急事業計画



4. 風水害対策編

風水害対策編は、豪雨災害及びそれにもなう土砂災害等、近年全国で甚大な被害をもたらしている風水害への対策をとりまとめた編になります。

第1章 総則

本編では、風水害への予防対策及び小松島市水防計画を定めています。

第2章 災害予防

第1節 水害予防対策

本市は、水害を予防するため、次の事業を計画的に実施します。

- ◇ 治水事業
- ◇ 内水排除対策
- ◇ 警戒避難体制の整備
- ◇ 都市排水対策
- ◇ 局地的集中豪雨対策
- ◇ 河川や水道工事現場での安全対策
- ◇ 施設管理者等の安全対策
- ◇ 水害に強いまちづくり
- ◇ 防災知識の普及



第2節 風害予防対策

本市は、風害を防止または被害の拡大を防止するため、通信施設及び電気設備の防災対策の強化を図ります。

- ◇ 保安林整備
- ◇ 農作物の被害予防対策
- ◇ 電気・通信施設の防災対策
- ◇ 巨大積乱雲と竜巻についての解説

第3節 高潮・浸水等予防対策

高潮に対しては、河川、港湾、漁港等の堤防、護岸及び防潮堤等について、海岸保全事業等を推進することにより被害の防止を図ります。

また、施設の整備による対策とともに、円滑な避難が行われるために情報伝達や警戒避難体制の整備を図るため、以下の対策等を実施します。

- ◇ 海岸堤防施設の整備
- ◇ 高潮・浸水時の被害予防対策
- ◇ 情報伝達の強化
- ◇ 警戒避難体制の整備



第4節 土砂災害等予防対策

災害による被害を最小限に止めるためには、その土地に適した土地利用を行うとともに、災害発生の危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努める必要があります。

そのため、本市は、以下の対策等を実施します。

- ◇ 土砂災害危険度調査
- ◇ 崩壊危険地の災害防止
- ◇ 土砂災害警戒区域等における予防対策

第5節 建築物災害予防対策

本市は、建築基準法に基づき、建築物の被害の防止または軽減を図るため、以下の対策等を実施します。

- ◇ 災害危険区域指定
- ◇ 安全確保についての指導

第6節 雪害予防対策

本市は、豪雪による被害を未然に防止し、発生した災害の拡大を防止するため、次の雪害対策を実施する必要があります。

- ◇ 気象情報の連絡
- ◇ 道路除雪対策
- ◇ 交通の規制及び指導
- ◇ 農林施設作物の雪害対策
- ◇ 雪害予防知識の普及

第7節 気象業務の整備

本市は、注意報・警報・特別警報及び気象情報等の受領あるいは伝達計画をすみやかに行うため、県及び防災関係機関相互の連絡を密にし、防災対策の適切な実施を図ります。

●各種特別警報、警報、注意報の種類と概要

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、本市の表面雨量指数基準が18、土壌雨量指数基準が243に到達することが想される場合。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、12時間降雪の深さが「徳島・鳴門」で10cm以上が予想される場合。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、有義波高が6.0m以上と予想される場合。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 具体的には、潮位が1.8mに到達することが想される場合。

種 類	概 要
洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</p> <p>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>具体的には、流域雨量指数基準が太田川で10.4、立江川で12.8に到達することが予想される場合。</p> <p>指定河川洪水予報による基準は、勝浦川水系勝浦川〔横瀬・立江〕である。</p>
大雨注意報	<p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>具体的には、本市の表面雨量指数基準が12、土壌雨量指数基準が177に到達することが想される場合。</p>
大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、12時間降雪の深さが「徳島・鳴門」で5cm以上が予想される場合。</p>
強風注意報	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。</p>
暴風注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</p> <p>具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。</p>
波浪注意報	<p>高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、有義波高が3m以上と予想される場合。</p>
高潮注意報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>具体的には、潮位が1.4mに到達することが想される場合。</p>
雷注意報	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</p>
融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p>
濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、視程が陸上で100m以下、海上で500m以下と予想される場合。</p>
乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</p> <p>発表基準としては、気象台において最小湿度が40%以下で、実効湿度が60%以下と予想される場合。</p>
なだれ注意報	<p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、積雪の深さが50cm以上あり、次のいずれかが予想される場合。</p> <p>①降雪の深さが20cm以上、②気象台における最高気温が7℃以上、③降水量が10mm以上</p>

種 類	概 要
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。 具体的には、気象台における最低気温が -3°C 以下と予想される場合。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 具体的には、晩霜期を対象とし最低気温が 4°C 以下が予想されたとき
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 発表基準としては、気温が $-2^{\circ}\text{C}\sim 2^{\circ}\text{C}$ の条件下で「24時間の降雪の深さ」が20cm以上と予想される場合。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、流域雨量指数基準が太田川で8.3、立江川で10.2、複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値）が太田川で（6、7.4）、立江川で（6、7.6）に到達することが予想される場合。 指定河川洪水予報による基準は、勝浦川水系勝浦川〔横瀬・立江〕である。
<p>※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。また、地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。</p> <p>※発表基準欄に記載した数値は、徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境により変更することがある。</p> <p>※警報及び注意報はその種類にかかわらず、新たな警報または注意報が発表されたときに切替えられるものとし、解除されるまで継続される。</p> <p>※水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち水防活動用気象警報・注意報は大雨特別警報・警報・注意報、水防活動用高潮警報・注意報は高潮特別警報・警報・注意報、水防活動用洪水警報・注意報は洪水警報・注意報をもって代えるものとする。</p> <p>※大雨、洪水、高潮警報及び大雨、洪水、高潮注意報は、市町村毎に定めた基準により発表する。</p> <p>※地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて警報・注意報の基準を暫定的に下げて運用する。</p>	

県と気象庁徳島地方気象台は、大雨特別警報または大雨警報発表中において、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への高齢者等避難等の災害応急対策を適時適切に行えるようにしました。また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする「土砂災害警戒情報」を共同発表します。

第3章 小松島市水防計画

小松島市水防計画は、徳島県知事から指定された指定水防管理団体たる小松島市が、小松島市における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、小松島市の地域にかかる河川、湖沼または海岸の洪水、津波または高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として作成しています。

5. 大規模事故等災害対策編

大規模事故等災害対策編は、本市地域に係る大規模事故等災害のうち、特に発生の可能性が高い災害への対策に関して定めた編です。なお、この計画に定めのない事項については「共通対策編」に決めました。

第1章 総則

本編では、以下の大規模事故等災害対策への予防対策及び災害応急対策を定めています。

- ◇ 海上災害
- ◇ 航空災害
- ◇ 鉄道災害
- ◇ 道路災害
- ◇ 危険物等災害
- ◇ 大規模な火事災害
- ◇ 林野火災
- ◇ 原子力災害

第2章 災害予防

第1節 海上災害

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者行方不明者、死傷者等の発生または船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対する対策については、本節に定めています。

第2節 航空災害

航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空機事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策については、本節に定めています。

第3節 鉄道災害

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策については、本計画に定めています。



第4節 道路災害

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策については、本節に定めています。

第5節 危険物等災害

危険物の漏洩・流出、火災、爆発等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩・流出等の発生といった危険物等に対する対策については、本節に定めています。

第6節 大規模な火事災害

大規模な火事災害に対する対策については、本節に定めています。

第7節 林野火災

火災による広範囲にわたる林野の消失といった林野火災に対する対策については、本節に定めています。

第8節 原子力災害

原子力事業者の原子炉の運転等、事業所外運搬により放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るための必要な対策について、本市がとるべき措置については、本節に定めています。

第3章 災害応急対策

第1節 海上災害応急対策

船舶事故等の発生または船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対する応急対策については、本節に定めています。



第2節 航空災害応急対策

航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空機事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する応急対策については、本節に定めています。

第3節 鉄道災害応急対策

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する応急対策については、本節に定めています。

第4節 道路災害応急対策

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する応急対策については、本節に定めています。

第5節 危険物等災害応急対策

危険物の漏洩・流出、火災、爆発等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩・流出等の発生といった危険物等に対する応急対策については、本節に定めています。

第6節 大規模な火事災害応急対策

大規模な火事災害に対する応急対策については、本節に定めています。

第7節 林野火災応急対策

火災による広範囲にわたる林野の消失といった林野火災に対する応急対策については、本節に定めています。

第8節 原子力災害応急対策

原子力事業者の原子炉の運転等、事業所外運搬により放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るための必要な対策について、本市がとるべき措置については、本節に定めています。